

ようこそ さん・けん・きょう



熊野の国へ

三國にまたがる夢
ほこります

和歌山・奈良・三重の三県境は、
なんと5カ所もあります！

北海道、佐賀県、長崎県、沖縄県を除き、全国の43都府県に三県境がありますが、同じ三県の県境は、通常、1カ所しか存在しません。ところが、奈良県南部と三重県の県境である北山川に沿って、和歌山県北山村と新宮市の一帯の「飛び地」が存在するため、和歌山、奈良、三重の三県境はなんと5カ所もあるのです！日本全国のどこにも、このような場所はほかにありません。雄大な自然の中で三県境を眼下に納め、想像力を働かせれば、口マン溢れる地域の歴史に触れることができるでしょう。さあ、みなさんも地図とカメラを持って熊野の三県境を探訪してみませんか。

「三県境」のなりたち

和歌山県北山村は、村全体が飛び地となっている全国で唯一の珍しい立地の村です。北山は昔から良質の杉に恵まれ林業で栄えた地域であり、伐採された木材は、山間を流れる北山川を利用し、筏（いかだ）に組んで木材集積地である新宮城下まで輸送されました。当時の北山は、人口の大半を筏師が占め、新宮の木材業者と筏師は切っても切れない関係で成り立っており、行政上も紀州藩新宮領に属していました。

明治4年7月の廃藩置県で、三重、奈良、和歌山の境界を設定するにあたり、熊野川と北山川をもって県境とし、これら以東を度会（わたらい）県（現在の三重県）、北山川以北を奈良県、熊野川以西を和歌山県に編入することとされました。このため、北山は普通ならば奈良県に編入されるところですが、新宮とのつながりを重視した村民の意志により、和歌山県に編入されることになったといわれています。

また、現在は和歌山県新宮市となっている玉置口と嶋津も北山村と同様に和歌山県に編入されることとなりました。一説によると、大阪の役で戦功のあった藩政時代の十津川郷（現在の奈良県十津川村）が天領として租税免除や苗字帯刀を許されたため、特権を得ようとした民が竹筒、田戸の領地を北山川まで拡大し、土地が分断され飛び地になったともいわれています。ただし、これには諸説があり確かなことはわかっていません。

